産業建設常任委員会資料
産業文化部　農政課

議案第６３号
宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

資料１　宝塚市農業共済条例の改正についての概要

１　農業共済制度の概要

農業共済は、農業災害に対する国の施策として実施されている公的保険制度です。災害に備え、農家と国が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金を支払い、農家の経営安定を図る相互扶助を基本としており、本市では農作物共済（水稲)、家畜共済（牛)、園芸施設共済の 3 事業を実施しています。

２　条例改正の背景

（1）農業災害補償法は法律名が農業保険法と改められ､平成 30 年 4 月に施行されました。本改正では、農業経営の安定化を図るため、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険（本制度は全国農業共済組合連合会が実施主体であるため、本市共済条例には規定されない）が創設される一方、農業共済制度も見直しされました。

（2）（１）の改正により農業共済制度においては、農業者が補償内容を選択できるよう引受方式など事業の細目化が図られたほか、効率的な事務執行による農業者の負担軽減となるよう改正されました。本市においても、改正後の農業共済制度を実施するため、平成 30 年 12 月議会において、宝塚市農業共済条例の全部改正を行いました。

（3）この度、引受方式の更なる細目化に加え、幅広い農業者の加入を促進し、農業経営の安定化に資することを目的として､平成 31 年 3 月 5 日付農林水産省令第 12 号｢農業保険法施行規則の一部を改正する省令｣が施行されたことから、本市においてもこれらの規定を適用するため、宝塚市農業共済条例の一部を改正するものです。

３　改正内容

（1）家畜共済に関する見直し（令和元年 7 月 1 日施行）

農業者の申出により、共済事故の一部を補償から除外することで共済掛金率を低くする「事故除外方式」について、新たに以下の事故が除外できるようになります。

ア　搾乳牛及び育成乳牛について、繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故
（＝繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故については補償を受けない）

イ　牛の全ての種類（搾乳牛、育成・肥育牛等）について、火災、伝染病又は自然災害による廃用以外の廃用事故
（＝火災等を除く、ほぼ全ての廃用事故について、補償を受けない）

（2）園芸施設共済に関する見直し（ア：令和元年 7 月 1 日施行　イ及びウ：令和元年 9 月 1 日施行）

ア　園芸施設の設置面積の合計が 2 アール未満の農業者は園芸施設共済に加入できませんでしたが、その下限面積を 30 平方メートルに引き下げます。

イ　園芸施設共済は、所有・管理している棟の全てについて共済に加入してもらうこと（全棟加入）が原則でしたが、耐用年数を相当程度経過している棟については農業者の申出により引受を除外することができるようになります（経過年数の基準は農林水産省が定めます）。

ウ　農業者の申出により、園芸施設の損害の額が一定の基準金額を超えない場合には共済金を支払わない仕組み（小損害不塡補）が措置されていますが、従前の 3 万円、10 万円、20 万円に加え、新たに 50 万円、100 万円の基準金額を設け、選択肢を追加します。また、これまでは農業者単位で基準金額を一律に設定する仕組みでしたが、園芸施設の種類ごとに基準金額を選択できるようになります。

４　今後のスケジュール（予定）について

現在、兵庫県では 26 の市町等（一部事務組合を含む）がそれぞれ農業共済事業を実施しています。しかし、業務の複雑・細分化による対応の困難さや、農業者の減少により十分な保険母集団が確保できず財務状況が不安定である等の課題がありました。農業保険法の施行を契機として、今後変化していく状況に対応しつつ農業者サービスの提供を維持するためには1県1組合化を目指すことが最も適切であるとの結論により、県下の26市町等は、平成 30 年 1 月に兵庫県農業共済組合設立推進協議会を設立しました。各市町等は、令和 2 年 4 月 1 日の 1 組合化に向けた仮契約書にあたる覚書に平成 31 年 4 月 22 日に正式調印し、条例及び特別会計の廃止手続等、正式な手続きに入ることとしています。

令和元年 6 月下旬	条例案の市議会可決後、公布
	宝塚市農業共済条例変更認可申請　⇒　兵庫県知事認可
令和元年 11 月	宝塚市農業共済条例を廃止する条例案を市議会に提案
令和元年 12 月	廃止条例案の市議会可決後、公布
	条例廃止認可申請　⇒　兵庫県知事認可
令和 2 年 3 月 31 日	宝塚市農業共済条例の廃止